

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2025年9月22日

【会社名】 株式会社アイキューブドシステムズ

【英訳名】 i Cubed Systems, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木 勉

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役執行役員管理本部長 CFO 坂田 崇典

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木 勉及び当社取締役執行役員管理本部長 CFO 坂田 崇典は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社4社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びに発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループがCLOMO事業を主に営んでいることから、連結売上高（連結会社間取引消去後）を指標とすることが適切であると判断し、その比率として3分の2以上とすることが適切と判断しました。その上で、この基準に満たない場合でも、財務報告へ与える影響を勘案し、リスクが高いと判断する場合には、評価範囲に加えることとしております。以上を前提に鑑みると、当社の売上高の金額が当連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）の3分の2以上となることから、当社の全事業所及び全部署を「重要な事業拠点」として選定いたしました。また、評価対象とする業務プロセスの識別については、前述の通り、当社グループがCLOMO事業を主に営んでいることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びソフトウエア仮勘定に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスについては、選定外の勘定科目であっても、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。なお、当連結会計年度においては、財務報告への影響を勘案して、有価証券プロセス、未払法人税等及び税効果会計プロセス、のれん・顧客関連資産を含む固定資産減損プロセスを重要な業務プロセスとして追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。